



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

資料 3

**証券監督者国際機構(IOSCO)
第44回年次総会等の模様について**

**2019年7月17日
日本証券業協会**



OICU-IOSCO



**IOSCO
2019
Sydney**

1. 開催概要

1) 開催日	2019年5月13日(月) 2019年5月14日(火)～15日(水)	協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合 証券監督者国際機構(IOSCO)年次総会
2) 開催地	オーストラリア シドニー	3) 主催機関 オーストラリア証券投資委員会(ASIC)
4) 参加者	約800名	

5) 今回のポイント

- IOSCOが定めた5つの主要課題の主な進捗は以下のとおり
 - ①暗号資産: C2がレポート公表(6月)
 - ②人工知能、マシンラーニング: C3が実態調査
 - ③パッシブ運用、インデックスプロバイダー: C5が実態調査予定
 - ④デジタルサービスを通じたリテール投資者への金融サービスの提供: C8が調査予定
 - ⑤市場の分断: 分断の事例分析や当局が取りうる行動をまとめた報告書をG20宛て提出(6月)
- AMCCでは引き続き上記を含めたIOSCOの取り組みに対し、AMCC内にワークストリームを設置し貢献していくことが確認された。市場の分断への対応についてはAMCCメンバーの関与が重要であり、可能であれば市場の分断を示すデータを提供してほしい旨の依頼がIOSCO代表理事会議長からあった。
- GDPR(一般データ保護規則)を統括する欧州データ保護委員会と交渉の結果、MMoUIに基づくIOSCOメンバー国間の規制・監督に利用される個人情報等の共有については、GDPRの適用除外となることを確認した。
- 次回は6月8日(月)から11日(木)までアラブ首長国連邦ドバイで開催されることがアナウンスされた。

2. 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合①

2019年5月13日(月)

歓迎の辞

- Ms. Karen Wuertz, AMCC議長, 全米先物協会(NFA), Senior Vice-President
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長, 国際取引所連合(WFE), CEO

主な 内容

現議長のKaren Wuertz氏及び副議長のNadini Sukumar氏から挨拶があった。

2018年中間会合の議事録が承認された。

カザフスタン中央証券振替機構、クウェート清算機構の2機関が新たにAMCCのメンバーになったことが報告された。

2. 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合②

IOSCO幹部挨拶－理事会の優先課題

- Mr. Paul Andrews, IOSCO事務局長
- Mr. Tajinder Singh, IOSCO事務局次長
- Mr. Ashley Alder, IOSCO代表理事会議長, 香港証券先物委員会(SFC), CEO

主な 内容

- IOSCOでは昨年初めて主要課題を記載したワークプランを策定した。このワークプランは今後毎年策定していく予定である。これらはIOSCOにおける優先課題であり、リスクアウトルックにおいても主要な項目となる。このうち、日本が議長を務めるG20においては、市場の分断や暗号資産が議題に上がっている。

- ①暗号資産
- ②人工知能、マシンラーニング
- ③パッシブ運用、インデックスプロバイダー
- ④デジタルサービスを通じたリテール投資者への金融サービスの提供
- ⑤市場の分断

- 暗号資産に関しては、主に暗号資産の取引所についての規制を検討している。規制機関の役割分断などを勘案し、どのように規制していくかが問題である。
- 市場の分断については、2015年の市場の分断に関するIOSCOレポートの公表時の状況と整合的に比較するため、日本の金融庁とCFTCが共同議長となり、フォローアップをしている。当時と比較し、米国の規制はEUのアプローチに近づいてきている一方で、EUでは同等性評価がより厳格化するなど変化がみられる。

2. 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合③

IOSCO幹部挨拶－理事会の優先課題

- Mr. Paul Andrews, IOSCO事務局長
- Mr. Tajinder Singh, IOSCO事務局次長
- Mr. Ashley Alder, IOSCO代表理事会議長, 香港証券先物委員会(SFC), CEO

主な 内容 そのほかの課題について

- 欧州でGDPRが施行されたことにより、これまでMMoUに基づき多国間で共有してきた情報がこれまでのように授受できなくなる可能性があることから、GDPRを統括する欧州データ保護委員会と交渉しMMoUに基づく情報共有についてはGDPRの適用除外となることが確認された。
- サステナブルファイナンスについて、IOSCO内にスウェーデン資本市場庁のErik Thedéen氏を議長として、サステナブル・ファイナンス・ネットワーク(SFN)を昨年10月に設けた。SFNでは本年6月に関係者との会合(stakeholders meeting)を開催し、その結果も踏まえ本年10月に中間レポート、来年2月に最終レポートを発出することを予定している。この分野では、NGOや関係機関によるガイドラインや基準が乱立しているが、IOSCOとしてどこに焦点を当てていくのが適切かを見極めていく。

上記の説明に対し、AMCCメンバーからは以下のような質問、意見表明があった。

- 市場の分断に関してG20に対してIOSCOとしていうべきことは何か。→特に、規制によってクロスボーダー取引が行いづらくなってしまうことを避けなければならない。
- 市場の分断には費用対効果の分析がより必要である。
- サステナブルファイナンスに関しては多くのタクソノミーが出てきているため、IOSCOはグローバルな視点でハーモナイゼーションをやっていくのはどうか。
- ベンチマーク規制についてのIOSCOの取り組みはどのようなものがあるか。→IBORについてレポートを公表している。FSBはメジャーな市場を中心にしているが、IBORは小さな市場も含め、広範な人々に使用されていて、その多くでは何が起きているかわかっていないという点が課題である。

2. 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合④

基調講演

- Ms. Cathie Armour, オーストラリア証券投資委員会 長官

主な 内容

オーストラリア証券投資委員会(ASIC) 長官 Cathie Armour氏より、ASICの重点課題への取組みについて、概ね以下の通り、説明があった。

- 資金調達の際の利益相反が大きな課題となっており、2017年からプロジェクトを立ち上げて検討を行っている。
- リテール向け店頭デリバティブ取引は、年間取引額11兆豪ドル、45万口座、20億豪ドルの顧客資産を擁する大きな市場となっており、個人投資家保護は課題の一つである。取引商品は、CFD43%、バイナリーオプション8%、FX49%となっている。
- 金融指標に関しては、EUの枠組みとの同等性を目指し国内の法整備を行った。2019年4月、EUはオーストラリアの金融指標に関する規制の枠組みはEUと同等であるとのレポートのドラフトを公表している。
- 情報漏洩によるインサイダー取引防止のプロジェクトを実施し、他の規制当局でも採用可能な対応策を確立した。
- オーストラリアの証券市場におけるHFTに関しては、2015年には株式市場における取引の29%を占めたが、2018年には25%となり、安定的に推移している。当局としては、HFTは市場に流動性を与え、より適正な価格形成を促すものであると考えている。
- 金融ケイパビリティに関し、C8では行動心理について検討されているが、ASICではMoney Smartというサイトを使って個人投資者の金融活動に関するツールや情報提供を行っている。

2. 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合⑤

AMCCの戦略的ポジショニング

- Ms. Karen Wuertz, AMCC議長 & SVP, 全米先物協会(NFA)
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長 & CEO, 国際取引所連合(WFE)

主な 内容

- AMCC議長から、AMCCがより多くの影響力のある貢献をするためには、IOSCOの意思決定プロセスの早い段階からAMCCが関与していくことが重要であることが指摘されるとともに、AMCCのポジショニングに関して参加メンバーからは以下のような意見が出された。
- 前議長のブラジルANBIMAより、政策委員会の議長が頻繁に変更されることを考えると、AMCCはIOSCO事務局とより安定的で直接的な関係を確立することができるのではないかと指摘があった。
- 金融プランニング基準委員会(FPSB)からは、重要な各トピックに関してより焦点を絞った議論や提言を行うことで、AMCCメンバーがより深い議論に貢献できるのではないかと意見が出された。

2. 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合⑥

欧州証券市場監督局(ESMA)からの基調講演

- Mr. Steven Maijor, ESMA長官

主な 内容

- 2019年3月、EMIR(European Market Infrastructure Regulation)の改正が承認され(EMIR2.2)、EU市場でサービスを提供しているシステム上重要なCCPIは、直接ESMAの監督下に置かれることになった。この規制の枠組みは承認されているものの、Tier1(注1)の要件、Tier1からTier2(注2)へ移行を決定する要素、またEU内での活動が体系的に関連するCCPであることの定義についての協議が2019年6月に開始される。
(注1)Tier1: Non-systemically important CCPs
(注2)Tier2: CCPs that are considered systemically important for the EU's financial stability
- 欧州の採用している同等性評価の仕組みによって、欧州内では市場の分断は克服されている。
- ベンチマーク規制に関しては、2022年のベンチマーク規制開始に向けて第三国ベンチマークのエンドースメントとレコグニションを実施している。また、EURIBORの継続性を確保することと同時に、業界主導のワーキンググループによってEONIA(ユーロ圏無担保翌日物平均金利)に代わるレートとされた€STR(Euro Short-TermRate)へのスムーズな移行も、ESMAが直面している課題である。ECBIは2019年10月より、€STRの算出を開始する予定であり、2021年末にはEONIAは停止される。ワーキンググループでは実務的な課題について検討を行っており、近日中に市中協議を実施予定である。(注3)
(注3) 5月15日、ESMAは新規契約や既存契約からの移行に関する法的課題にかかるアクションプランについての市中協議を開始した(意見提出期限6月12日)
- Brexitについては、2016年の国民投票以降様々な可能性を踏まえて検討を行ってきた。引き続き不確実な状況が続くが、ESMAとしては予想される事態を可能な限り想定して作業を続けている。

3. 規制に関するワークショップ①

2019年5月14日(火)

10:00 WS1:LIBOR後の金融指標の展望

-12:00 司会: Mr. Alp Eroglu, IOSCO General Secretariat

パネリスト:

- Dr Guy Debelle, Deputy Governor, オーストラリア準備銀行 (RBA)
- Ms. Clare Dawson, Chief Executive, ローン市場協会 (LMA)
- Mr. Scott O'Malia, CEO, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)
- Ms. Sarah Hannan, Head of Legal for Macro, Risk Solutions and Counterpart Risk EME, バークレイズ証券
- Mr. Jean-Paul Servais, Chairman, Belgian Financial Services and Markets Authority and Vice-Chairman, IOSCO代表理事会

主な
内容

- LIBORは、店頭デリバティブ取引をはじめ、企業貸付、貿易金融、住宅ローンまで世界中で多くの取引を対象にして企業間のみならず個人の取引にも幅広く利用されていたこと、ノンバンクが貸し手に含まれる等利用者が多様であったことなどから、LIBOR改革は影響が大きくToo Big To Quitとも言える問題である。
- 2021年末にはLIBORから他の参照レートへの完全移行が予定されているものの、現在LIBORを参照している契約の中には契約期間が100年残存しているようなものもあること、今後どの参照レートをいつから参照するかといったlegacy問題、移行に関するコストの問題、法的問題等不明瞭な部分が残っている。
- LIBORは実取引に基づかず、業者の見込みにより算出されていたことが問題であった。この点を踏まえ、新指標は実取引をベースに算出される。また、LIBORは新興市場でも利用されているものの、理解が進んでいない。IOSCOでもstatementの発出等により理解促進を進めており、本ワークショップの開催は新興市場の規制当局者に対する理解促進を目的の一つとしている。

3. 規制に関するワークショップ②

13:00 WS2: 規制当局のフィンテックに対する対応性

-14:30 司会: Mr. Christopher Woolard, Executive Director of Strategy and Competition, 英金融行為監督機構 (FCA)

パネリスト:

- Mr. Mark Adams, Senior Executive Leader, Strategic Intelligence, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
- Ms. Lucy Gazmararian, Senior Manager, PricewaterhouseCoopers, Hong Kong and Mainland China
- Ms. Samantha Barrass, Chief Executive Officer, Gibraltar Financial Services Commission

主な
内容

- ビットコインのような暗号資産は、一般の金融消費者や既存の規制当局からは分かりにくく情報にアクセスしづらいという点が問題である。近年では、暗号資産は、暗号通貨、ユーティリティ・コイン、ステーブル・コイン、セキュリティ・トークン、ノン・ファンジブル・トークン(代替不可能なトークン)など、様々なタイプが出現している。現在も多くの暗号資産が新たに作られているが、英国、フランス、日本、シンガポールなどでは、暗号資産のフレームを開発し、より魅力的な暗号資産を導入しようとしている。一方で、この分野の規制は始まったばかりであるが、規制の方法としてはプリンスプルベース、既存の枠組みに組み込む方法、さらには新たな規制を制定する手法などが挙げられる。
- 暗号通貨交換所については、顧客の本人確認やALMなどが考慮され規制されつつあるが、ハッキングなどによる資産流出も起こっており、投資リスクに加え、オペレーショナルリスクも高い。また、ICOについては違法性も指摘されており、この分野では継続的に詐欺も発生している。
- フィンテックやレグテックは規制当局にとっても監督や規制のための有効な手段であるが、当局がすべてのイノベーションについて把握していくことは難しく、他の規制当局や市場参加者と協力することが重要である。

3. 規制に関するワークショップ③

15:30 WS3: サステナブル・ファイナンス(持続可能な金融)における証券規制当局の役割

-17:00 司会: Mr. Erik Thedéen, Director General, Finansinspektionen (Swedish Financial Supervisory Authority)

パネリスト:

- Mr. Thomas L. Riesenbergh, Director of Legal and Regulatory Policy, Sustainable Accounting Standards Board (SASB)
- Ms. Rachel Howitt, Senior Executive Leader, Corporations, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
- Mr. Richard Timbs, Senior Director, Infrastructure Sector Lead Pacific Region, S&P Global Ratings
- Ms. Winnie Pun, Managing Director, APAC Head of Public Policy, BlackRock

主な
内容

- IOSCOでは2018年10月、サステナブル・ファイナンス・ネットワークを立ち上げ、規制当局の役割を検討するものと、多くの関係団体が開発している開示ガイドライン等について把握しマッピングを行うものの2つのワークストリームが稼働している。現段階では、原則の策定等明確な規制化を目的とはしていない。今後の作業としては、本年6月にストックホルムにおいて、ステーク・ホルダーと意見交換を行い、10月には中間レポートを取りまとめ市中協議を行い、2020年2月を目途に最終レポートを公表する予定。
- S&Pは、ESG要素をかねてから格付に反映させてきた。最近は非常に関心が高まっており、実際にESG要素が信用リスクに影響する事例も発生している。S&P500の銘柄のうち93%がサステナビリティ・レポートを開示しているが、開示の標準化が最大の課題である。ESGがどの程度財務リターンに影響を及ぼすかはいまだ情報が不足し結論は得られていないが、S&Pとしては、ESG要素を理解することで長期的にコストとリスクを抑えられると考えている。
- SASBはサンフランシスコを拠点とする6年前に設立されたNPOであり、投資家目線で分かりやすい情報開示の基準を策定している。TCFDでは、環境負荷や改善効果について具体的な計算方法は示していないため、SASBが証拠ベースの定量的で、費用効率のよい実務的な方法を提供している。
- オーストラリアではまだTCFDに関連する開示事例はさほど多くないが、規制当局としては大きなビジネス上のリスクになるものは開示するよう促している。

4. IOSCO代表委員会

2019年5月15日(水)

9:00 IOSCO代表委員会、MMoU署名セレモニー、次回総会ハンドオーバーセレモニー
-13:30

- 主な内容 IOSCO代表理事会議長、事務局長及び各委員会議長等から、IOSCOの現在の5つの重点分野(詳細前述)について説明があり、その後以下のような質疑応答が行われた。
- ✓ 暗号資産や暗号資産交換所についてどのように投資者の理解を促せばよいか。
→昨日の代表理事会においてC8が暗号資産を検討対象とすることが承認された。WIWでは暗号資産に関しても情報提供を行うつもりである。(C8議長)
 - ✓ 伝統的な証券のトークナイゼーションは十分に規制されていないようであるが、IOSCOではこれらの商品に対する投資家の関心の高まりに対してどのように対応するつもりか。
→IOSCOでは本件について多くの作業を行っている。最近ではより信頼度の高い伝統的な資産に紐づいたタイプの暗号資産が増えてきているようである。(代表理事会議長)
→この分野は非常に流動的であるため、公表予定のレポートには原則や勧告は盛り込んでいない。(C2議長)

続いてIOSCOの会計報告が行われた後、新たにMMoU及びEMMoUの署名機関として認められた下記のメンバーが署名を行った。

新たにMMoUの署名機関となったメンバー国(地域)

①チリ	②イラン	③アルジェリア	④カーボベルデ
-----	------	---------	---------

新たにEMMoUの署名機関となったメンバー国(地域)

①カナダ(オンタリオ州)	②カナダ(ケベック州)	③アメリカ	④韓国
--------------	-------------	-------	-----

最後に次回IOSCO総会ホスト国のアラブ首長国連邦Securities and Commodities Authorityから次回総会(6月8日～11日)への参加を呼び掛けるプレゼンテーションが行われた。

(参考1)プログラム①

2019年5月13日(月) 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合

9:00 - 9:15	歓迎の辞 - Ms. Karen Wuertz, AMCC議長, 全米先物協会(NFA), Senior Vice-President - Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長, 国際取引所連合(WFE), CEO
9:15 - 10:00	IOSCO幹部挨拶ー理事会の優先課題 - Mr. Paul Andrews, IOSCO事務局長 - Mr. Tajinder Singh, IOSCO事務局次長 - Mr. Ashley Alder, IOSCO代表理事会議長, 香港証券先物委員会(SFC), CEO
10:00 - 10:15	基調講演 Ms. Cathie Armour, オーストラリア証券投資委員会 長官
10:15 - 10:45	IOSCO第2委員会(C2)からの報告-流通市場の規制に関する委員会 - Ms. Tracey Stern, オンタリオ証券委員会(OSC), IOSCO第2常設委員会 委員長 - AMCC代表(カナダ投資業界規制機関(IIROC))
11:00 - 11:30	IOSCO第8委員会(C8)における最近の取組み-リテール投資者に関する委員会 - Mr. Jose Alexandre Vasco, Director, Office of Investor Protection and Assistance, CVM, Brazil, C8委員長, C8 - AMCC代表(米国金融取引業規制機構(FINRA))
11:30 - 12:00	成長・新興市場委員会(GEM)からの報告 (サステナブル・ファイナンスについて) Mr. Marcos Ayerra, Chairman, Comisión Nacional de Valores, Argentina, GEM 副委員長
13:15 - 13:45	市場の分断及びIOSCO第7委員会(C7)における最近の取組み-デリバティブに関する委員会 - Mr. Eric Pan, Director, Office of International Affairs, Director, Office of International Affairs, 米国商品先物取引委員会(CFTC), C7 委員長 - AMCC代表(全米先物協会(NFA))

(参考1)プログラム②

2019年5月13日(月) 協力会員諮問委員会(AMCC)年次会合

13:45 - 14:00	サイバーセキュリティに関するIOSCOタスクフォースからの報告 Mr. Eric Pan, Director, Office of International Affairs, Director, Office of International Affairs, 米国商品先物取引委員会(CFTC), CTF 委員長
14:00 - 14:45	IOSCOエマージングリスクに関する委員会(CER)からの報告 - Mr. Paul Redman, Chief Economist and Head of Research, OSC, CER 委員長 - Mr. Damien Shanahan (IOSCO) - 米国金融取引業規制機構(FINRA)
14:45 - 15:15	IOSCO第3委員会(C3)における最近の取組み- 市場仲介者の規制に関する委員会 - Ms. Claire Kutemeier, Head of Section Code of Conduct Supervision Department, BaFin, C3 委員長 - AMCC代表(米国金融取引業規制機構(FINRA))
15:15 - 15:30	IOSCO第5委員会(C5)における最近の取組み- 資産運用業に関する委員会 Mr. Robert Taylor, Head of Asset Management and Global Strategy, 英金融行為監督機構(FCA), C5 委員長
15:45 - 16:15	AMCCの戦略的ポジショニング - Ms. Karen Wuertz, AMCC議長 & SVP, 全米先物協会(NFA) - Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長 & CEO, 国際取引所連合(WFE)
16:15 - 16:45	欧州証券市場監督局(ESMA)からの基調講演 Mr. Steven Maijoor, ESMA長官
16:45 - 17:00	閉会挨拶 - Ms. Karen Wuertz, AMCC議長 & SVP, 全米先物協会(NFA) - Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長 & CEO, 国際取引所連合(WFE)

(参考1)プログラム③



2019年5月14日(火) 規制に関するワークショップ

10:00 - 12:00

WS1: LIBOR後の金融指標の展望

司会: Mr. Alp Eroglu, IOSCO General Secretariat

パネリスト:

- Dr Guy Debelle, Deputy Governor, オーストラリア準備銀行 (RBA)
- Ms. Clare Dawson, Chief Executive, ローン市場協会 (LMA)
- Mr. Scott O'Malia, CEO, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)
- Ms. Sarah Hannan, Head of Legal for Macro, Risk Solutions and Counterparty Risk EME, バークレイズ証券
- Mr. Jean-Paul Servais, Chairman, Belgian Financial Services and Markets Authority and Vice-Chairman, IOSCO代表理事会

13:00 - 14:30

WS2: 規制当局のフィンテックに対する対応性

司会: Mr. Christopher Woolard, Executive Director of Strategy and Competition, 英金融行為監督機構 (FCA)

パネリスト:

- Mr. Mark Adams, Senior Executive Leader, Strategic Intelligence, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
- Ms. Lucy Gazmararian, Senior Manager, PricewaterhouseCoopers, Hong Kong and Mainland China
- Ms. Samantha Barrass, Chief Executive Officer, Gibraltar Financial Services Commission

15:30 - 17:00

WS3: サステナブル・ファイナンス(持続可能な金融)における証券規制当局の役割

司会: Mr. Erik Thedéen, Director General, Finansinspektionen (Swedish Financial Supervisory Authority)

パネリスト:

- Mr. Thomas L. Riesenbergs, Director of Legal and Regulatory Policy, Sustainable Accounting Standards Board
- Ms. Rachel Howitt, Senior Executive Leader, Corporations, オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
- Mr. Richard Timbs, Senior Director, Infrastructure Sector Lead Pacific Region, S&P Global Ratings
- Ms. Winnie Pun, Managing Director, APAC Head of Public Policy, BlackRock

2019年5月15日(水) IOSCO代表委員会

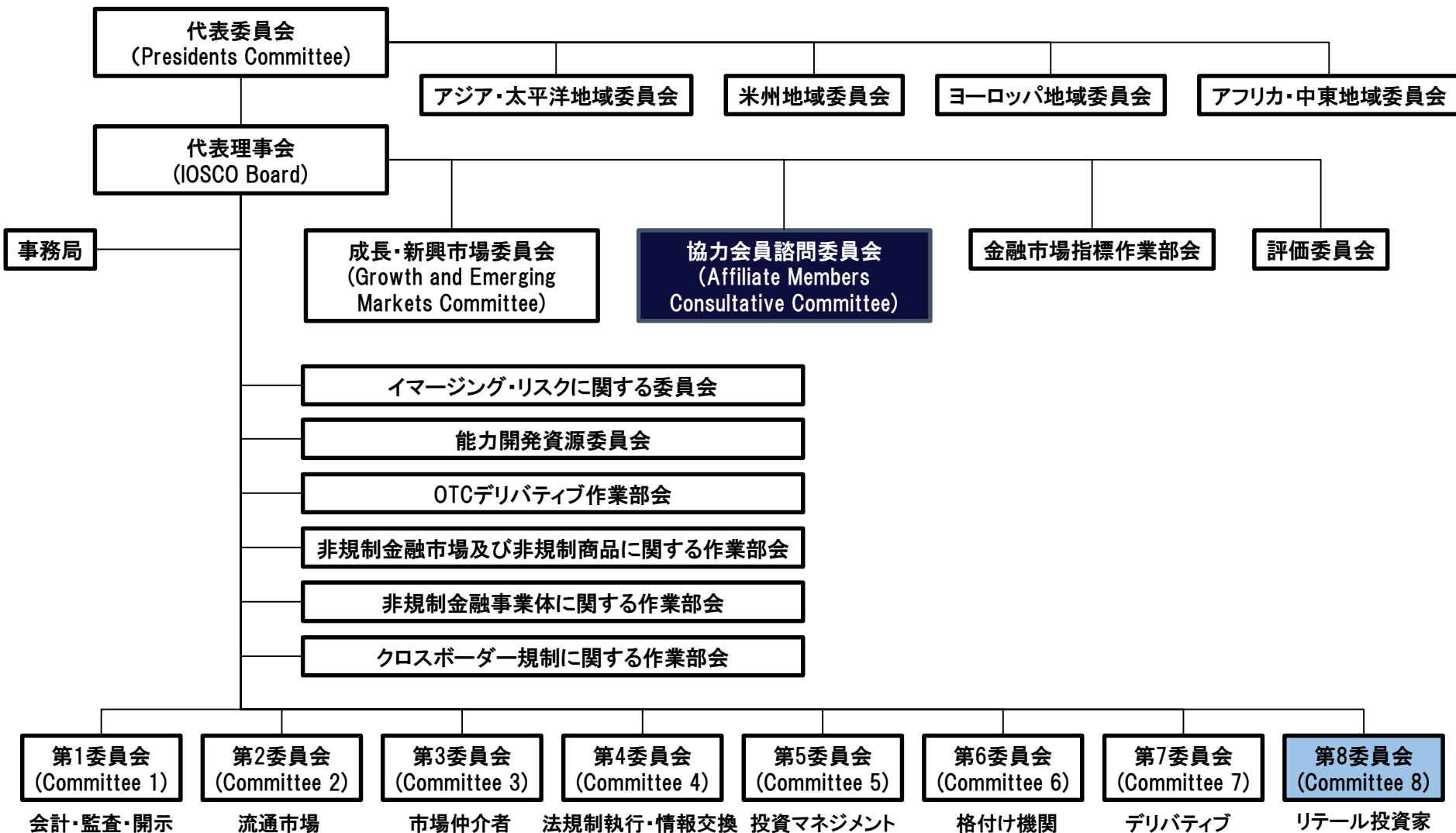
9:00 - 13:30

IOSCO代表委員会(MMoU署名セレモニーを含む)

(参考2)IOSCO/AMCCの概要

会議名	証券監督者国際機構／自主規制機関諮問委員会 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) (AMCC: Affiliate Members Consultative Committee)
IOSCOの設立目的	1. 投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システミックリスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること 2. 公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること 3. 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること
IOSCOの設立時期	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCOのメンバー	IOSCOのメンバーには、正会員(Ordinary Member)、準会員(Associate Member)、協力会員(Affiliate Member)の区分がある。我が国からは、金融庁、経済産業省及び農林水産省が正会員として、証券取引等監視委員会が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループ/日本取引所自主規制法人が協力会員として、それぞれ加盟している。
AMCCの活動	本協会が加入する協力会員諮問委員会(AMCC)は、1989年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問委員会(SROCC)が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013年9月に名称変更されたものである。AMCCの機能としては、協力会員相互間の情報交換のほか、協力会員としてIOSCOに参加している自主規制機関(SRO)の知見及び意見をIOSCOの政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することが主要なものとなっている。同委員会の会合は通常年2回(IOSCO年次総会時の会合及び中間会合)開催されている。現在同委員会には約60の機関が加入している。 2006～2012年の間、本協会が旧SROCCの議長を務めたが、その後ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA)(2012～2018年)を経て、現在は全米先物協会(NFA)が議長となっている。

(参考3)IOSCOの組織



(参考4)開催実績・予定

	年次総会	中間会合及び研修セミナー	
2006年	香港(6月)	スペイン マドリッド(11月)	中間会合のみ
2007年	インド ムンバイ(4月)	東京(11月)	中間会合のみ
2008年	フランス パリ(6月)	米国 ワシントン(12月)	第1回研修セミナー
2009年	イスラエル テルアビブ(6月)	英国 レディング(2010年1月)	第2回研修セミナー
2010年	カナダ モントリオール(6月)	ブラジル リオデジャネイロ(11月)	第3回研修セミナー
2011年	南アフリカ ケープタウン(4月)	台湾 台北(10月)	第4回研修セミナー
2012年	中国 北京(5月)	トルコ イスタンブール(11月)	第5回研修セミナー
2013年	ルクセンブルグ(9月)	カナダ トロント(5月)	第6回研修セミナー
2014年	ブラジル リオデジャネイロ(9月)	東京(4月)	第7回研修セミナー
2015年	英国 ロンドン(6月)	スイス チューリッヒ(10月)	第8回研修セミナー
2016年	ペルー リマ(5月)	米国 シカゴ(9月)	第9回研修セミナー
2017年	ジャマイカ モンテゴペイ(5月)	インド ムンバイ(9月)	第10回研修セミナー
2018年	ハンガリー ブタペスト(5月)	英国 ロンドン(10月)	第11回研修セミナー
2019年	オーストラリア シドニー(5月)	スペイン マドリッド(12月)	第12回研修セミナー
2020年	アラブ首長国連邦 ドバイ(6月)	未定	



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

証券監督者国際機構(IOSCO) 第1回 サステナブル・ファイナンス・ネットワーク・ 官民会合の概要について

2019年7月16日
日本証券業協会



1. 開催概要

1) 開催日	2019年6月19日(水)	2) 開催地	ストックホルム スウェーデン
3) 主催機関	証券監督者国際機構(IOSCO)		
4) 参加者	約90名 (世界各国の規制当局、発行体、格付会社、取引所、投資家等) [主なスピーカー] ・OECD 河野事務次長 ・米国SECコミッショナー Elad Roisman氏 ・IOSCO事務局長Paul Andrews氏 ・スウェーデン財務副大臣、金融市場・住宅政策担当大臣 Per Bolund氏 ほか		

5) 概要

- サステナブル・ファイナンス・ネットワーク(SFN)は、2018年10月、各国における経験を共有し、サステナブル・ファイナンスに対する行政当局としての取り組みについて議論をするためのプラットフォームとしてIOSCO内に設立された。現在39のIOSCOの会員である規制当局がメンバーとなっており、議長のスウェーデンに加え、米国、フランス、香港、中国、ブラジル、スペイン、英国、日本がステアリンググループのメンバーである。
- SFNは、これまで規制当局のみで会合を設けてきたが、今回は、市場関係者(発行体、投資家、格付会社、会計基準関連機関、証券関連団体等)と意見交換を行う初めての会合として開催された。欧州をはじめ、中国、日本、米州、アフリカから約90人の規制当局・市場関係者が参加した。
- 本会合では、以下の内容についてパネルディスカッションがなされた。
 1. サステナビリティの問題が企業のビジネスモデル及びリスクマネジメントの発展にどのように影響し得るか
 2. 投資先のサステナビリティが投資決定プロセスにどのように影響するか
 3. コーポレート・レポーティングとフレームワークの収斂(共通化)の可能性
 4. 規制当局の役割
- SFNでは、今回の会合に先立ち、各国当局、アセットマネジメント、各種業界団体等に対してサーベイを実施した。今回の会合及びサーベイの結果を踏まえ、2019年10月には中間報告、2020年2月には最終報告書を公表する予定である。

2. 議論の概要 ①

参加者からの主な意見

- これまで、規制当局に求められてきたのは、投資家保護、市場の透明性確保、システミックリスクの低減などであったが、ESGに関するリスクは投資対象である企業のビジネスに大きな影響を与えるようになり、実際に企業にとって経済的なリスクとなってきた。これらのリスクは投資判断の重要な要素となることから、IOSCOとしてはいまやこれらのリスクへの対応は当局の役割の一つだと考えているとの認識が示された。
- IOSCOからは、「経済成長とESGへの配慮、各国の社会・環境ステータスの違いへの配慮を求める意見とグローバルに統一的な基準を求める意見など、サステナブル・ファイナンスの分野では様々な観点で二面性があるが、このような相反する課題への対応はIOSCOが多くの分野で取り組んできており、今回も解決策を見出すことができると信じている」とのコメントがあった。また、環境リスクは金融リスクと認識されるようになってきており、IOSCOが対応すべき主要課題の一つであると認識している旨、また、環境に関連する課題はグローバルに対応すべき課題であり世界の証券市場の95%を規制する規制当局者をメンバーとして有するIOSCOにおいて検討すべき課題であると認識している旨があわせて示された。
- ESGの要素を用いた重要性(マテリアリティ)の判断も業界や企業によって異なり、また経済の発展度合いは法域ごとに大きく異なることから、最低限必要とする要件の共通化のため、IOSCOによるESGにかかる開示に関する共通したミニマムスタンダード制定を求める意見もあった。また、最近ではマテリアリティの判断に際しSDGsに合致しているかとの視点も考慮されつつあることが紹介された。

2. 議論の概要 ②

参加者からの主な意見(続き)

- 将来の気候変動シナリオを用いたビジネスへの影響評価など、ESGに関する開示は、現状、多くの法域においてボランタリーベースで行われているが、記述的な開示をしている企業も多く、投資家にとっては比較しづらい。また、国際機関や各法域において複数の開示ガイドラインが公表されており、基準が不整合であるといった意見が多くあった。投資家サイドの参加者からは公正で秩序だった効率的な市場のため、比較可能な統一的な開示基準の策定を求める意見が出された。また、TCFDが多くの発行体に支持されており、IOSCOがTCFDに賛同することを求める意見もあった。なお、日本でTCFDコンソーシアムが設立された旨も紹介された。
- サステナブル・ファイナンスにおける当局の役割は、投資家が適切に判断できるようグリーンなものとそうでないものの識別、ESGリスクの適切な開示制度の導入である。低炭素社会への移行によって一部の業界が消滅する恐れもあり、当局はある特定の分野(環境等)への投資を促すべきではなく、投資対象の選別は市場に委ねられるべきである、といった意見が出された。
- CO2削減率等についてグローバルに統一的な技術的要件を策定し、投資者が参照可能とすることにより、トランジションアクティビティ(ブラウンからグリーンへの移行)を実施している企業に対する投資及びこれら企業がグリーンボンドを発行する可能性を否定すべきでないとの意見があった。

2. 議論の概要 ③

参加者からの主な意見(続き)

- 一方、発行体(自動車メーカーや化石燃料による発電を行っている企業)の参加者からは、GRI(Global Reporting Initiative)のガイドラインに基づいたサステナビリティレポートを数か月の時間を費やして作成・公表しても、ダウンロード数はごくわずかであるなど、まだ労力が報われる環境になく、投資家の認識が高まらなければ、リソースを費やす意味がなくなってしまうといった意見が出された。サステナブル・ファイナンスに積極的な投資家からは、環境に配慮していない発行体への投資を控えたとしても、他の投資家が行う投資を抑止することはできず、幅広い投資家の意識向上がなければ、環境に配慮した企業の選別は結局加速されないとの意見があった。この点においては、IOSCOからは、WIWなどを通じて投資家サイドへ更なる意識向上を呼び掛けていくとの認識が示された。
- 各国の中央銀行が参加するCentral Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System (NGFS)も共通の問題意識を持っているので、監督枠組みとして協力して欲しいとの意見も出された。
- OECDの試算では気候変動対応に69億ドル必要なところ、これまでに34億ドルしか投資されていない。気候変動に対応するための時間は限られており喫緊の課題であり、もはや気候変動は長期的なリスクとは言えない。G20財務大臣会合でもサステナブルファイナンスと金融包摂が持続可能な社会の実現に重要であるとの宣言がなされ、環境に関する問題は、IOSCO等一つの国際機関で対応すべきでなく、各国の様々なステークホルダーの協調により対応することが重要である旨が指摘された。

3. プログラム ①

2019年6月19日 サステナブル・ファイナンス・ネットワーク・官民会合

8:30	開会のあいさつ Erik Thed é en, Chair IOSCO Sustainable Finance Network, スウェーデン金融庁長官
8:45	オープニングステートメント サステナビリティと監督における課題 Emanuele Campiglio, Assistant Professor, ウィーン大学 経済ビジネス学部 (WU)
9:15	【パネル1】発展するサステナブル・ビジネス～コーポレート・ビジネスモデルとリスクマネジメントへの影響 司会:Curtis Ravenel, Global Head, Sustainable Business & Finance, Bloomberg • Elad Roisman, Commissioner, 米国証券取引委員会 (SEC) • Kersti Standqvist, Senior Sustainability Advisor and Vice President Digital Transformation, Essity • Yafit Cohn, Associate Group General Counsel, The Travelers Companies, Inc.
10:30	【パネル2】投資決定プロセスにおけるサステナビリティに関する要因の影響～業界におけるトレンドは何か 司会:Emelie Chew, Global Head of ESG Research & Integration, Manulife Investment Management • Sagarika Chatterjee, Director of Climate Change, Principles for Responsible Investment (PRI) • Nadia Laine, Executive Director, Head of ESG Products EMEA, MSCI • Thomas Tayler, Senior Counsel, Aviva Investors
11:30	【パネル3】コーポレート・レポーティング:フレームワークは収束するか 司会:Richard Howitt, CEO, International Integrated Reporting Council (IIRC) • Sue Lloyd, Vice Chair, 国際会計基準審議会 (IASB) • Malin Ripa, Senior Vice President CSR Management, Volvo Group • Richard McMahon, Senior Vice President Energy Supply & Finance, Edison Electric Institute (EEI)

3. プログラム ②

2019年6月19日 サステナブル・ファイナンス・ネットワーク・官民会合

- | | |
|-------|---|
| 13:30 | <p>【パネル4】規制当局の役割とは何か</p> <p>司会: Helena Viñes Fiestas, Deputy Global Head Sustainability, BNPパリバ・アセットマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none">• Paul Andrews, IOSCO事務局長• 河野 正道, 経済協力開発機構(OECD)事務次長• Marcos Ayerra, アルゼンチン国家証券委員会(CNV)委員長• James Zhan, Chair, 国連持続可能な証券取引所 (SSE) |
| 14:30 | <p>基調講演</p> <p>Per Bolund, 財務副大臣、金融市場・住宅政策担当大臣</p> |
| 14:45 | <p>クロージングディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none">• Erik Thedéen, Chair IOSCO Sustainable Finance Network, スウェーデン金融庁 局長• Ana Martinez, Vice-Chairperson, Comisi6n Nacional del Mercado de Valores (CNMV) Spain• Julia Leung, Deputy CEO, 香港証券先物委員会(SFC) |

